

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和8年6月19日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 土肥 浩 資

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
こども若者部	第四保育所 志津こども園 山田こども園 笠縫こども園
教育委員会	志津小学校 草津小学校 老上西小学校 玉川小学校 笠縫東小学校 草津中学校 新堂中学校

(2) 監査の時期 令和8年5月25日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象機関名：こども若者部

指摘事項
<p>〈第四保育所〉</p> <p>① 収入支出伝票をはじめ保育施設徴収金等の事務を慎重かつ正確に執行されたい。また、審査する者は、丁寧かつ厳格に審査されたい。</p> <p>② 各会計決算の保護者報告について、団体徴収金である「保護者と先生の会会計」以外の会計は、会計ごとの収入・支出明細を省略した簡便な精算報告で5会計をまとめて作成していたので、各会計の決算報告は、会計ごとに用途を明らかにして作成されたい。</p> <p>〈志津こども園〉</p> <p>特になし</p> <p>〈山田こども園〉</p> <p>特になし</p> <p>〈笠縫こども園〉</p> <p>① 臨時徴収会計の決算報告がされていないので、臨時徴収会計についても決算報告を適正にされたい。</p>

●監査対象機関名：教育委員会

指摘事項
<p>〈志津小学校〉</p> <p>特になし</p> <p>〈草津小学校〉</p> <p>① 多数の会計の監査について、準公金の決裁体制の中にいる関係職員である学年会計担当者が監査を行っていたので、それぞれの会計に関わっていない者が、監査を実施されたい。</p> <p>〈老上西小学校〉</p> <p>① 期末に未払金、未収金があるにもかかわらず、決算書に記載されていなかったため、正しい決算報告を行われたい。</p> <p>〈玉川小学校〉</p> <p>① 収入支出伝票の様式は正しいものを使用し、事前に決裁を得られたい。</p> <p>② 学校徴収金で取扱う対象だけでレシート等を発行してもらうのが原則であるが、一部対象外が含まれてしまった時などは、その旨理由書を作成され対象を明確にされたい。</p> <p>〈笠縫東小学校〉</p> <p>① スポーツ振興センター会計および同窓会会計についても、決算報告書の作成や監査を実施されたい。</p> <p>〈草津中学校〉</p> <p>① AEDは、毎日、点検し、記録されたい。</p>

〈新堂中学校〉

- ① 斜降式救助袋用の固定環の設置位置が不明になっており、さらに障害物による干渉を受けるため斜降式救助袋が使用不可の状態であったので、斜降式救助袋が適正に使用できるよう早急に対応されたい。

意見

- ① 今回の監査では、準公金についての指摘が複数あるが、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックを遵守していない事例である。人事異動等で継続性に課題があるだろうが、準公金に関わる全ての職員が、このハンドブックに記載された内容を熟知し、それに従い、正確に準公金を取扱わなければならないことは言うまでもない。準公金の適正な取扱いのための同ハンドブックの実効性を担保する仕組みを検討され、常に正確で適正な準公金の取扱いとなることを期待する。

さらに、準公金を取扱う事務自体も煩雑でリスクを伴うものであるので、準公金を取扱うことがないような方策も検討されると準公金を取扱うリスクが無くなるとともに教員の負担軽減にもなるものと思われる。